布設年月日

1974年 4月 1日

給水人口(令和5年)

141,886人

計算期間

年 2025 年 3 2030

(5年間)

ılπ え の 並

			金				
項		目	最近1箇年 間の実績(R5)	投資·財政計画 R7~R11計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)-(B)	
del		(14)	千円	千円	千円	千円	
料	金	(X)	3,033,226	3,592,999		3,592,999	
そ	Ø	他	74,135	82,897	18,001	64,896	
合		計	3,107,360	3,675,896	18,001	3,657,895	

专	ж	മ	部
v	(1)	U.	

項					目	最近1箇年 間の実績(R5)	投資·財政計画 R7~R11計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)-(B)	
配	\	給		料	67,167	68,399		68,399		
	件	件 諸 手		盺	25,284	29,300		29,300		
水	費	福	湢 利		費	18,828	20,147		20,147	
	動		力		費	2,352	2,716		2,716	
	薬		品		費	219	171		171	
	修		繕		費	66,038	86,879		86,879	
費	委		託		料	64,367	71,470		71,470	
	そ		の		他	85,240	127,186	18,001	109,185	
小					計	329,496	406,269	18,001	388,268	
	人	給			料	122,621	149,133		149,133	
	件	諸		手 当		49,742	67,565		67,565	
_	福	福	利		費	35,264	47,719		47,719	
	費	退職	給	与 費	等	43,549	23,608		23,608	
般	受		水		費	1,803,456	2,341,949		2,341,949	
管	減	価	償	却	費	306,982	350,086		350,086	
 理	資	産	減	耗	費	24,829	19,721		19,721	
	委		託		料	124,103	142,357		142,357	
費	修		繕		費	2,682	3,697		3,697	
	支	払		利	息	3,193	756		756	
	そ		の		他	75,478	108,394		108,394	
小					計	2,591,898	3,254,985	0	3,254,985	
合			計		(Y)	2,921,394	3,661,254	18,001	3,643,253	

産 維 持 費(料 金 対 象 経 費(Y)+(Z)

3,643,253

(X)/((Y)+(Z))*100=

0.99

<料金水準についての説明>

- ・令和7年度からの料金改定の水道料金対象期間であります令和7年度から11年度までの5年間の収支について、対象経費に対する料金収入の割合は、99%であるが、営業外収益を含めると100%以上となることから、収支均衡は図られています。
 ・支出項目について、工事費は毎年1%、修繕費や委託費などの費用は毎年0.5%の物価上昇等を反映しています。
- また、減価償却費は、長期前受金戻入を控除して試算しております。公費負担分の費用は、消火栓維持管理費となっています。
- ・資産維持費については、令和7年度から11年度の料金対象期間において、令和5年度時点で内部留保資金が約45憶を保有し更新計画への影響も 少ないことから、市民負担軽減の観点から見送り、次回料金改定時に当該費用を検討する予定であります。

資産維持費の算定にあたっては、財政目標の資金残高が25億以上を達成するために確保する純利益を資産維持費相当額として試算していく予定です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- る 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要 領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載 すること。